

特定保健指導

学校訪問型特定保健指導 利用の流れ

利用資格

次の条件をすべて満たす方が対象です。

- ①一般組合員であること
- ②特定保健指導の対象となっていること
- ③保健指導初回面接実施日に組合員資格を有していること

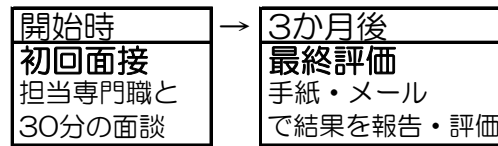
条件を満たしている方には文書にてご案内します。

利用時の注意事項

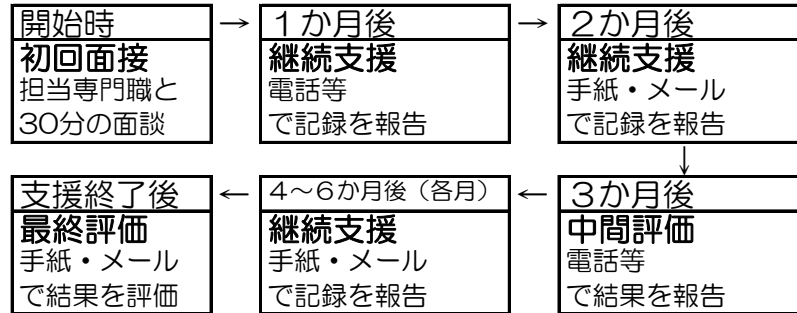
- 対象者以外の方は利用できません。
- 面接の際に家族などの同席が可能です。

保健指導の流れ (参考例)

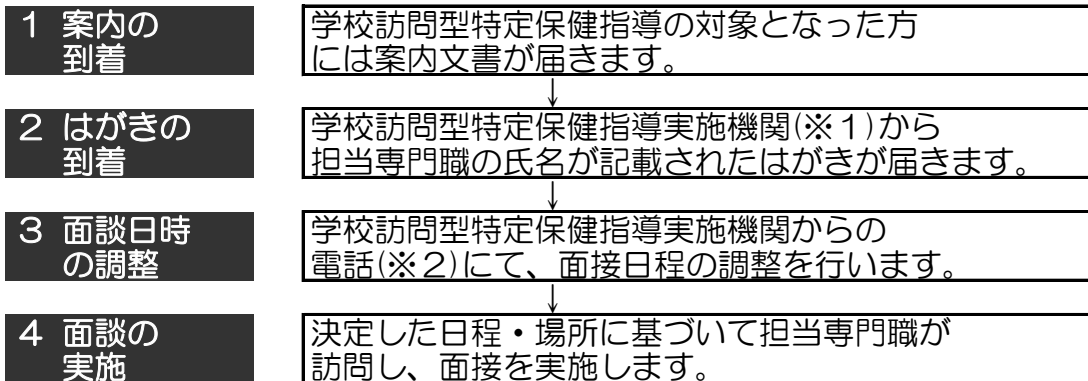
- 動機づけ支援



- 積極的支援



面談までの流れ



注

- (※1) 株式会社ベネフィット・ワン：公立学校共済組合（本部）が契約する特定保健指導事業者です。
- (※2) 籍のある所属所に入電します。

個人情報の取扱いについて

当共済組合が保有する個人情報は、公立学校共済組合個人情報保護規定(平成5年12月17日制定)、個人情報保護方針(平成17年3月16日制定)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守し、厳重に管理します。

なお、健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス(平成29年4月14日厚生労働省制定)により、実施機関への健診結果を含む特定保健指導実施のための個人情報の提供は「第三者への個人情報提供」にはあたらないことを予め申し添えます。